

福岡県医発第907号(地)

平成20年 7月11日

各医師会長 殿



福岡県医師会
会長 横倉 義武
(公印省略)

後期高齢者終末期相談支援料等の凍結について

先般、平成20年6月26日付福岡県医発第769号(地)にて、中医協において「後期高齢者終末期相談支援料」が本年7月1日より凍結する旨、諮問・答申されたことをご連絡申し上げたところであります。

今般、標記事項に関連する告示「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」が6月30日に公布され、本年7月1日より適用されることとなり、併せて厚生労働省保険局医療課長通知が発出された旨、日本医師会より別紙のとおり通知がありましたので、改めてご連絡申し上げます。

これにより、診療報酬の算定方法別表第一医科診療報酬点数表第2章区分番号B018に掲げる後期高齢者終末期相談支援料並びに区分番号C005に掲げる在宅患者訪問看護・指導料の注7および区分番号C005-1-2に掲げる居住系施設入居者等訪問看護・指導料の注7に規定する加算等については、7月1日をもって凍結し、別に厚生労働大臣が定める日(現時点では定められていない。)までは算定できないこととなります。

また、訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法別表通則第1号の4に規定する後期高齢者終末期相談支援療養費についても、同様に、7月1日をもって凍結し、別に厚生労働大臣が定める日(現時点では定められていない。)までは算定できないこととなります。

なお、後期高齢者終末期相談支援料等は、患者およびその家族等と終末期の診療方針等について十分に話し合いを行った上、話し合いの内容をとりまとめた文書等の提供があった後、当該患者の退院時又は死亡時に算定されるものであるが、本年6月30日において、既に患者およびその家族等に対し当該文書等の提供を行った保険医療機関等については、経過措置として、当該患者に限り、7月1日以後も診療報酬における後期高齢者終末期相談支援料等を算定するこ

小郡三井医師会より

後期高齢者医療担当理事 毛利康茂
後期高齢者医療副担当理事 名取一幸
会長 丸山 泉

とが可能であります。また同様に、本年6月30日において既に利用者およびその家族等に対し後期高齢者終末期相談支援療養費に係る文書等の提供を行った訪問看護ステーションについては、当該利用者に限り、7月1日以降も後期高齢者終末期相談支援療養費を算定することができるものであります。（経過措置の具体例については、別紙1をご参照ください。）

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜わりますようお願い申し上げます。

日医発第432号（保 103）

平成20年7月10日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

唐 澤 祥 人

後期高齢者終末期相談支援料等の凍結について

先般、平成20年6月25日付け事務連絡（保81）Fにて、中医協において「後期高齢者終末期相談支援料」が本年7月1日より凍結する旨、諮問・答申されたことをご連絡申し上げたところであります。

今般、標記事項に関連する告示「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」が6月30日に公布され、本年7月1日より適用されることとなり、併せて厚生労働省保険局医療課長通知が発出されましたので、改めてご連絡申し上げます。

これにより、診療報酬の算定方法別表第一医科診療報酬点数表第2章区分番号B018に掲げる後期高齢者終末期相談支援料並びに区分番号C005に掲げる在宅患者訪問看護・指導料の注7および区分番号C005-1-2に掲げる居住系施設入居者等訪問看護・指導料の注7に規定する加算等については、7月1日をもって凍結し、別に厚生労働大臣が定める日（現時点では定められていない。）までは算定できないこととなります。

また、訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法別表通則第1号の4に規定する後期高齢者終末期相談支援療養費についても、同様に、7月1日をもって凍結し、別に厚生労働大臣が定める日（現時点では定められていない。）までは算定できないこととなります。

なお、後期高齢者終末期相談支援料等は、患者およびその家族等と終末期の診療方針等について十分に話し合いを行った上、話し合いの内容をとりまとめた文書等の提供があった後、当該患者の退院時又は死亡時に算定されるものであるが、本年6月30日において、既に患者およびその家族等に対し当該文書等の提供を行った保険医療機関等については、経過措置として、当該患者に限り、7月1日以後も診療報酬における後期高齢者終末期相談支援料等を算定することが可能であります。また同様に、本年6月30日において既に利用者およびその家族等に対し後期高齢者終末期相談支援療養費に係る文書等の提供を行った訪問看護ステーションについては、当該利用者に限り、7月1日以降も後期高齢者終末期相談支援療養費を算定することができるものであります。（経過措置の具体例については、医療課長通知別紙を参照されたい。）

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜わりますようお願い申し上げます。

<添付資料>

①【官報抜粋】

- ・診療報酬の算定方法の一部を改正する件（平 20. 6. 30 厚生労働省告示第 3 4 9 号）
- ・訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法の一部を改正する件
（平 20. 6. 30 厚生労働省告示第 3 5 0 号）

②後期高齢者終末期相談支援料等の凍結について

（平 20. 6. 30 保医発第 0630001 号 厚生労働省保険局医療課長）



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

（省 令）

- 株式会社商工組合中央金庫法の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理に関する省令（厚生労働一四四）
- 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産四三）
- 漁船損害等補償法施行規則の一部を改正する省令（同四四）
- 漁船乗組員給与保険法施行規則の一部を改正する省令（同四五）
- 〔告 示〕
- 政党助成法第五条第一項の規定による政党の届出があつたので公表する件、同法第六条第一項の規定による政党の届出があつたので公表する件及び同法第二十七条第二項の規定による特定交付金を受けようとする政治団体の届出があつたので公表する件の一部を訂正する件（総務三三七）
- 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の研修の在留資格に係る基準の規定に基づき研修を定める件の一部を改正する件（法務二九八三〇七）

- 関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成二十年度の初日から平成二十一年五月三十一日までの輸入数量を告示（財務二〇四）
- 平成二十年度の初日から平成二十一年五月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を告示（同二〇五）
- 平成二十年度の初日から平成二十一年五月三十一日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の各輸入数量を告示（同二〇六）
- 京浜港新港海岸通地区指定保税地域等の指定を取り消す件（同二〇七）
- 関税暫定措置法第八条の四第一項の規定に基づき、特定特惠鉱工業製品等について、輸入額等が限度額等を超えることとなつた特定特惠鉱工業製品等及び月を告示する件（同二〇八）
- 認定特定非営利活動法人を公示する件の一部を改正する件（国税庁一九、二〇）
- 地震防災緊急事業五箇年計画に定める施設等の整備等及び国の補助の特例の対象となる地震防災緊急事業に係る主務大臣の定める基準の一部を改正する件（文部科学一〇二）
- 大学が外国に学部、学科その他の組織を設ける場合の基準を定める件（同二〇三）
- 大学院を置く大学が外国に研究科、専攻その他の組織を設ける場合の基準を定める件（同二〇四）
- 短期大学が外国に学科その他の組織を設ける場合の基準を定める件（同二〇五）
- 専門職大学院を置く大学が外国に研究科、専攻その他の組織を設ける場合の基準を定める件（同二〇六）

- 診療報酬の算定方法の一部を改正する件（厚生労働三四九）
- 訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法の一部を改正する件（同三五〇）
- 出願公表後に品種登録出願が拒絶された件（農林水産一〇六一）
- 保安林の指定をする件（同二〇六二）
- 電源地域工業団地造成利子補給金交付規則の一部を改正する告示（経済産業一四六）
- 原子力発電施設等周辺地域大規模工業基地企業立地促進事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示（同二四七）
- 海上自衛隊の使用する船舶の信号符字を取消す件（防衛一四二）
- 海上における射撃訓練を実施する件（同二四三）
- 海上における水上標的に対する射撃訓練を実施する件（同二四八）
- 道路に関する件（東北地方整備局一五二）
- 道路に関する件（関東地方整備局二七五）
- 道路に関する件（近畿地方整備局一一五）
- 道路に関する件（四国地方整備局六六）
- 〔国会事項〕
- 〔人事異動〕
- 公正取引委員会 法務省 会計検査院

- 〔皇室事項〕
- 〔官庁報告〕
- 官庁事項
- 牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更について（農林水産省）
- 労働
- 労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）
- 〔公 告〕
- 諸事項
- 官庁
- 土地家屋調査士懲戒処分、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品の輸入額、泉州東部区域農用地整備事業における（坪井・小川（東）換地区の換地処分）の公告、阿蘇小国郷区域特定地域整備事業における星和換地区の換地処分のあつた旨の公告関係
- 裁判所
- 公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、船舶所有者等責任制限、再生関係
- 会社その他
- 会社決算公告

ける加算は、別に専主労働入臣が定むる日ナラズ

鈴木則相殿又復原委實は、別に序主

宇弁才天四一八から

○農林水產省告示第六十二號

宇弁才天四一八から

六の五まで、一二五六の七、

地 方 社 会 保 険 事 務 局 長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保健主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

}

殿

厚生労働省保険局医療課長

後期高齢者終末期相談支援料等の凍結について

本日、診療報酬の算定方法の一部を改正する件（平成20年厚生労働省告示第349号）及び訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法の一部を改正する件（平成20年厚生労働省告示第350号）が公布され、本年7月1日（以下「適用日」という。）より適用されることとなったところである。

適用に当たっての留意事項は下記のとおりであるので、その取扱いに遺漏のないよう関係者に対し周知徹底を図られたい。

記

1 改正の内容

（1）診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表第2章区分番号B018に掲げる後期高齢者終末期相談支援料並びに区分番号C005に掲げる在宅患者訪問看護・指導料の注7及び区分番号C005－1－2に掲げる居住系施設入居者等訪問看護・指導料の注7に規定する加算、別表第二歯科診療報酬点数表第2章区分番号B016に掲げる後期高齢者終末期相談支援料並びに別表第三調剤報酬点数表第1部第2節区分番号19に掲げる後期高齢者終末期相談支援料（以下「診療報酬における後期高齢者終末期相談支援料等」という。）については、適用日をもって凍結し、別に厚生労働大臣が定める日（現時点では定められていない。）までは算定できないこととしたこと。

（2）訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成20年厚生労働省告示第67号）別表通則第1号の4に規定する後期高齢者終末期相談支援療養費についても、（1）と同様、適用日をもって凍結し、別に厚生労働大臣が定める日（現時点では定められていない。）までは算定できないこととしたこと。

2 経過措置（別添参照）

（1）診療報酬における後期高齢者終末期相談支援料等については、「診療報酬の算定方法の制定

等に伴う実施上の留意事項について」（平成20年3月5日保医発第0305001号保険局医療課長通知）に規定するとおり、患者及びその家族等と終末期の診療方針等について十分に話し合いを行った上、話し合いの内容を取りまとめた文書等の提供を行った後、当該患者の退院時又は死亡時に算定されることとなっているものであるが、本年6月30日において既に患者及びその家族等に対し当該文書等の提供を行った保険医療機関及び保険薬局については、当該患者に限り、適用日以後も診療報酬における後期高齢者終末期相談支援料等を算定することができることとしたこと。

- (2) (1)と同様、本年6月30日において既に利用者及びその家族等に対し後期高齢者終末期相談支援療養費に係る文書等の提供を行った訪問看護ステーションについては、当該利用者に限り、適用日以後も後期高齢者終末期相談支援療養費を算定することができることとしたこと。
- (3) なお、当該患者及び当該利用者は、従前どおり、適用日以後も作成した文書等の内容について、変更を本人の希望に沿って何度でも行うことができること。

後期高齢者終末期相談支援料の凍結について

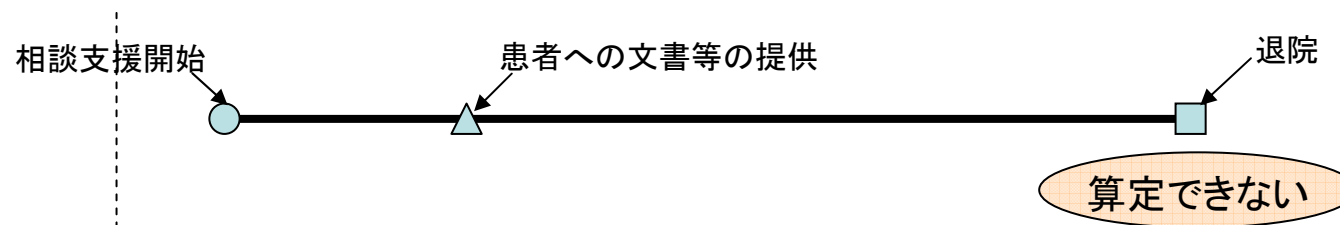
中医協 総－４－５
２０．６．２５

- 終末期相談支援料については、本年７月１日から算定できないものとする。（算定を再開することが出来る日は、別に厚生労働大臣が定めるものとする。）
- ただし、６月３０日までに、終末期相談支援料に係る文書等の提供を行った場合については、当該文書等の提供を行った患者に限り、費用を算定することができる。

【入院患者の場合】

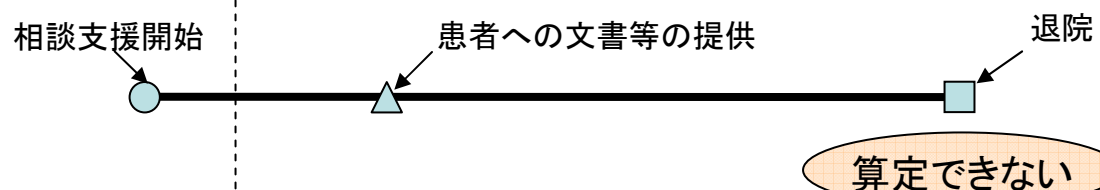
（ケース１）

相談支援の開始が
７月１日以降



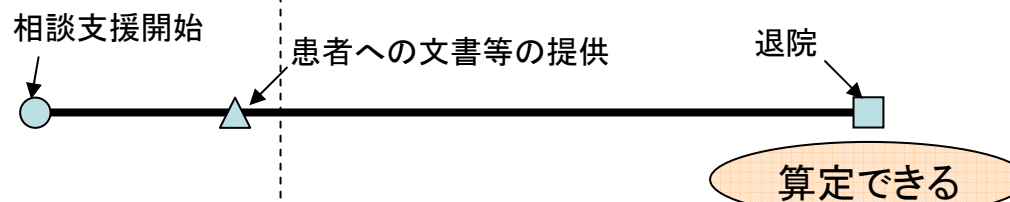
（ケース２）

相談支援の開始が
６月３０日以前で、
文書等の提供が
７月１日以降



（ケース３）

相談支援の開始
及び文書等の提供
が６月３０日以前



７月１日

※ 患者は、作成した文書の変更を何度でも自由に行うことができる。